

## 事故救済制度の給付金（見舞金）支給に係る事故後診断について

## 《事故後診断の取扱いについて》

- 認知症と診断されている者については、できる限り、事前に賠償責任保険に登録していただくよう、広報を推進していくでよいか。
- 事前登録がなくても、事故後において、原則、市内の認知症疾患医療センターで精密検査を受け、推定発症時期の記載のある診断書が発行された場合は対象とする。

※ただし、死亡及び受診拒否の場合は、

- ・事故以前に認知症と診断されており、医療機関から推定発症時期の記載のある診断書が発行された場合は、事故救済制度に関する給付金判定部会に委ねるでよいか。
- ・事故以前に認知症と診断されていない場合は困難ではないか。

## 《賠償責任保険の登録促進について》

- 診断助成制度開始前（平成 31 年 1 月 27 日まで）に国内医療機関で診断を受けている者は、1 年間（令和 2 年 3 月 31 日まで）は、統一書式の診断書を提出することで、賠償責任保険及び GPS 安心かけつけサービス申込みの対象としたが、引き続き、対象とし事前登録を推進していくでよいか。

※なお、第 2 段階医療機関あるいは認知症疾患医療センター以外の国内医療機関で認知症と診断された者については、検査費用の助成は対象外だが、賠償責任保険及び GPS 安心かけつけサービス申込みは対象とし、引き続き、事前登録を推進していくでよいか。